4　ダイオキシン類に関する調査研究及び技術開発の推進

国は、ダイオキシン類対策に必要な、生成・排出機構の解明、生物への影響、環境中の挙動等の調査研究及び廃棄物の適正な焼却技術、無害化・分解技術等の技術開発を推進し、適切な状況下で利用が進むよう、その成果の導入・普及を促進する。

5　国民への的確な情報提供及び情報公開

⑴　情報提供及び情報公開

国は、健康や環境への影響の実態、調査研究・技術開発の成果、諸外国の動向等について、様々な数値が持つ意味を含め、正確な情報を迅速かつ分かりやすい形で公開する。

⑵　計画的な広報活動

ダイオキシン類の発生の原因となる廃棄物の発生抑制等を図るためには、国民が、自らも廃棄物等の排出者であり、環境への負荷を与えていることを自覚し、廃棄物の減量その他環境負荷の低減に向けた取組を一層進めることも重要である。

このため、国は、国民に対してダイオキシン類問題についての理解と協力を得るため、関係省庁共通のパンフレット、循環型社会形成に向けてその現状や課題を総合的に明らかにした年次報告の作成等統一的かつ計画的な広報活動を充実する。

また、国民生活センター及び各地の消費生活センターにおける情報提供や、機関誌、インターネット、マスメディア等を通じた、ダイオキシン類に関する正確な情報の提供に努める。さらに、あらゆる機会をとらえ、国民が自らの価値観やライフスタイルの在り方そのものを見直し、廃棄物の発生の少ない生活様式へ転換することを促す。

【参考】ダイオキシン類の排出量の目録（排出インベントリー）

発生源	排出量（g—TEQ／年）													
	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
削減目標設定対象	7676～8129	3691～4144	2870～3201	2390～2521	1895～2007	937～960	368～393	340～362	323～347	286～311	281～299	212～217	153～154	155～156
水	13	12	12	9	4	3	2	2	2	2	3	1	1	2
1　廃棄物処理分野	7205～7658	3355～3808	2562～2893	2121～2252	1689～1801	748～771	219～244	215～237	213～237	193～218	181～199	132～137	102～103	94～95
水	5	5	5	3	2	1	1	1	0	1	2	1	1	1
一般廃棄物焼却施設	5000	1550	1350	1019	812	370	71	64	62	54	52	42	36	33
産業廃棄物焼却施設	1505	1105	695	558	535	266	75	70	73	63	60	42	34	29
小型廃棄物焼却炉等（法規制対象）	—	—	—	326	158	79	37	38	31	25	24	30	19	19
小型廃棄物焼却炉（法規制対象外）	700～1153	700～1153	517～848	218～349	184～296	33～56	35～60	43～64	47～70	50～76	45～63	18～23	13～14	13～14
2　産業分野	470	335	306	268	205	189	149	125	110	93	100	80	50	61
水	6.3	5.8	5.8	5.0	1.8	1.2	0.9	1.0	1.0	0.8	0.8	0.5	0.3	0.6
製鋼用電気炉	229	140	142	131	95.3	94.8	80.3	64.0	49.6	39.5	50.2	33.0	20.1	30.1
鉄鋼業焼結施設	135	114	101	69.8	65.0	51.1	35.7	30.4	29.3	21.2	20.5	22.5	9.1	10.9
亜鉛回収施設	47.4	25.4	21.8	26.5	9.2	14.7	5.5	8.1	4.1	8.2	1.8	3.1	2.1	2.3
アルミニウム合金製造施設	31.0	28.8	23.1	22.2	19.7	16.3	17.4	13.0	15.2	12.9	15.6	11.3	11.1	8.7
その他の施設	27.3	26.2	18.6	18.6	16.2	11.6	10.3	9.7	11.4	10.7	11.7	9.9	7.7	8.8
3　その他	1.2	1.2	1.2	1.2	1.0	0.5	0.6	0.4	0.5	0.2	0.3	0.2	0.1	0.2
水	1.2	1.2	1.2	1.2	1.0	0.5	0.6	0.4	0.5	0.2	0.3	0.2	0.1	0.2
下水道終末処理施設	1.1	1.1	1.1	1.1	1.0	0.5	0.5	0.4	0.5	0.2	0.3	0.2	0.1	0.2
最終処分場	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
削減目標設定対象外	3.6～6.2	3.7～6.4	3.7～6.5	3.7～6.4	3.7～6.5	3.8～6.7	3.8～6.7	3.8～6.8	3.7～6.7	3.8～6.8	3.9～7.0	3.4～6.1	2.3～3.9	2.3～4.1
火葬場	2.1～4.6	2.2～4.8	2.2～4.9	2.2～4.8	2.2～4.9	2.3～5.1	2.3～5.1	2.4～5.3	2.4～5.3	2.5～5.4	2.6～5.7	2.2～4.9	1.2～2.8	1.2～3.0
たばこの煙	0.1～0.2	0.1～0.2	0.1～0.2	0.1～0.2	0.1～0.2	0.1～0.2	0.1～0.2	0.1～0.2	0.1～0.2	0.1～0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
自動車排出ガス	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.3	1.2	1.2	1.2	1.1	1.0	1.0
合計	7680～8135	3695～4151	2874～3208	2394～2527	1899～2013	941～967	372～400	344～369	327～354	289～317	285～306	215～223	155～157	158～160
水	13	12	12	9	4	3	2	2	2	2	3	1	1	2

注１：平成９年から平成19年の排出量は毒性等価係数としてWHO—TEF（1998）を、平成20年から平成22年の排出量は可能な範囲でWHO—TEF（2006）を用いた値で表示した。

注２：表中「水」は、水への排出（内数）を表す。

注３：表中の０は小数点以下第１位を四捨五入しg—TEQ単位にそろえた結果、値が０となったものである。

注４：その他、本計画の対象とならないダイオキシン類の発生源としては「森林火災」「野焼き」が考えられる。「森林火災」の平成21年度の大気への排出量は、0.06g—TEQ／年と試算される。また「野焼き」は我が国では原則として禁止されている。